

保国発 0205 第 1 号
保高発 0205 第 1 号
令和 8 年 2 月 5 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長

殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局高齢者医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「県外分診療報酬の全国決済について」の一部改正について

規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）及び令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、地方公共団体の医療費等助成事業に係る費用について、地方公共団体の区域の内外を問わず、患者が一時的な窓口負担なく、円滑に受診することができるよう、取組を行うこととされていることを踏まえ、令和 7 年 2 月 10 日に「県外分診療報酬の全国決済について」（昭和 50 年 7 月 25 日付け保険発第 72 号）の一部を改正し、国民健康保険の被保険者に係る県外分診療報酬のうち、地方公共団体が独自に行う医療費助成事業に係る診療報酬の請求について、令和 7 年 4 月 1 日以降の請求分（同年 3 月診療分）から療養取扱機関所在地の都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に対して請求を行うことが可能とされたところであるが、その際、後期高齢者医療制度の被保険者に係る分については、関連システムの改修が完了するまでの間は、従来どおりの取扱いをすることになるものとされたところである。

今般、関連システムの改修が完了し、後期高齢者医療制度の被保険者に係る県外分診療報酬のうち、地方公共団体が独自に行う医療費助成事業に係る診療報酬の請求について、令和 8 年 4 月 1 日以降の請求分（同年 3 月診療分）から療養取扱機関所在地の都道府県の連合会に対して請求を行うことが可能となることから、「県外分診療報酬の全国決済について」の一部を別紙の新旧対照表のとおり改めることとしたため、貴管内保険者及び市区町村、連合会への周知等、特段の配慮をお願いする。

(別紙)

県外分診療報酬の全国決済について（昭和 50 年 7 月 25 日付け保険発第 72 号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 診療報酬の請求方法</p> <p>療養取扱機関が、当該療養取扱機関所在地の都道府県と異なる都道府県の保険者の被保険者について診療を行った場合における診療報酬（以下「<u>県外分診療報酬</u>」という。）の請求は、従来、保険者所在地の都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「<u>連合会</u>」という。）に対して行っていたが、この決済業務の実施に伴い療養取扱機関所在地の連合会に対して行うことになる（地方公共団体が独自に行う医療費助成事業についても、同様に行うことが可能になる）ものであること。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>1 診療報酬の請求方法</p> <p>療養取扱機関が、当該療養取扱機関所在地の都道府県と異なる都道府県の保険者の被保険者について診療を行った場合における診療報酬（以下「<u>県外分診療報酬</u>」という。）の請求は、従来、保険者所在地の都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「<u>連合会</u>」という。）に対して行っていたが、この決済業務の実施に伴い療養取扱機関所在地の連合会に対して行うことになる（地方公共団体が独自に行う医療費助成事業についても、同様に行うことが可能になる）ものであること。</p> <p><u>なお、国民健康保険の被保険者に係る県外分診療報酬のうち、地方公共団体が独自に行う医療費助成事業に係る診療報酬の請求については、令和 7 年 4 月 1 日以降の請求分（同年 3 月診療分）から実施することが可能となるが、後期高齢者医療制度の被保険者に係る県外分診療報酬のうち、地方公共団体が独自に行う医療費助成事業に係る診療報酬の請求については、関連システムの改修が完了するまでの間は、従来通りの取扱いをすることになるものであること。</u></p> <p>2・3（略）</p>